


監事監査報告書

2016年5月18日

学校法人 聖母被昇天学院
理事長 官本恵子 殿

学校法人 聖母被昇天学院

監事 中島康之 

監事 高松常子 

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人聖母被昇天学院寄付行為第7条の規定に基づき、学校法人聖母被昇天学院の2015年度（2015年4月1日から2016年3月31日まで）の業務並びに財産の状況について監査を行いました。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取するとともに、独立監査人から私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査に関する説明を受けるなど、必要と思われる監査手続きを実施いたしました。

監査の結果、学校法人聖母被昇天学院の業務については適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実はないものと認めます。